

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 10 月（一部令和 5 年 8 月及び 9 月に実施したものを含む）に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 29 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

財務監査及び行政監査の結果

令和5年11月29日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、35 機関	
教育委員会	98 機関のうち、21 機関	
公安委員会	60 機関のうち、6 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、4 機関	計 385 機関のうち、66 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり33機関において22件の指摘事項及び29件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総務部	中濃県税事務所	10月27日	書面	—	—	—	8月2日（書面）
2		飛騨県税事務所	10月25日	実地	1	—	—	9月11日（実地）
3		自動車税事務所	10月27日	書面	—	—	—	8月2日（書面）
4	環境生活部	高山陣屋管理事務所	10月18日	実地	1	1	—	9月15日（実地）
5	健康福祉部	恵那保健所	10月31日	実地	—	—	—	9月25日（実地）
6		飛騨保健所	10月26日	実地	1	—	—	9月12日（実地）
7		飛騨保健所 下呂センター	10月26日	実地	—	—	—	9月22日（実地）
8		保健環境研究所	10月27日	書面	—	1	—	8月2日（書面）
9		飛騨食肉衛生検査所	10月27日	書面	—	—	—	8月2日（書面）
10		中央子ども相談センター	10月27日	書面	—	—	—	8月2日（書面）

11	健康福祉部	中濃子ども相談センター	10月27日	書面	1	1	—	8月2日(書面)
12		飛驒子ども相談センター	10月27日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
13		女性相談センター	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
14	商工労働部	障がい者総合就労支援センター	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
15		障がい者職業能力開発校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
16	農政部	揖斐農林事務所	10月4日	実地	—	—	—	8月22日~23日(実地)
17		郡上農林事務所	10月16日	実地	2	—	—	9月4日~5日(実地)
18		飛驒農林事務所	10月26日	実地	—	—	—	9月11日~12日(実地)
19		農業技術センター	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
20		中山間農業研究所	10月27日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
21		畜産研究所	10月19日	実地	1	—	—	9月14日(実地)
22		水産研究所	10月27日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
23		病虫害防除所	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
24		国際園芸アカデミー	10月27日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
25		東濃家畜保健衛生所	10月31日	実地	—	—	—	9月26日(実地)
26		林政部	森林研究所	10月27日	書面	1	1	—
27	森林文化アカデミー		10月27日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
28	県土整備部	道路建設課	8月21日	実地	—	2	—	7月21日(実地)
29		宮川上流河川開発工事事務所	10月25日	実地	—	—	—	8月28日(実地)
30	都市建築部	飛驒建築事務所	10月25日	実地	—	—	—	8月28日(実地)
31		リニア推進事務所	10月31日	実地	—	—	—	9月25日(実地)
32	県事務所	揖斐県事務所	10月4日	実地	—	—	—	9月1日(実地)
33		中濃県事務所	10月27日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
34		可茂県事務所	10月27日	書面	2	—	—	8月2日(書面)
35		飛驒県事務所	10月27日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
36	教育委員会	岐阜商業高等学校	10月27日	書面	1	3	—	9月1日(実地)
37		岐阜農林高等学校	10月27日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
38		大垣南高等学校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
39		郡上高等学校	10月16日	実地	—	—	—	8月2日(実地)
40		関高等学校	10月11日	実地	—	4	—	9月8日(実地)
41		加茂農林高等学校	10月27日	書面	—	2	—	8月24日(実地)
42		多治見高等学校	10月27日	書面	—	1	—	8月25日(実地)
43		多治見工業高等学校	10月27日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
44		恵那南高等学校	10月27日	書面	—	1	—	9月26日(実地)
45		中津川工業高等学校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
46		益田清風高等学校	10月27日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
47		斐太高等学校	10月18日	実地	—	1	—	9月15日(実地)
48		飛驒高山高等学校	10月27日	書面	—	2	—	8月2日(書面)
49		高山工業高等学校	10月19日	実地	—	—	—	8月2日(書面)
50		岐阜希望が丘特別支援学校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
51		岐阜本巣特別支援学校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
52		揖斐特別支援学校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
53		大垣特別支援学校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
54		海津特別支援学校	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
55		中濃特別支援学校	10月27日	書面	—	1	—	8月21日(実地)
56	可茂特別支援学校	10月27日	書面	1	—	—	8月2日(書面)	

57	公安委員会	岐阜中警察署	10月27日	書面	1	1	—	8月25日(実地)
58		揖斐警察署	10月27日	書面	—	—	—	9月8日(実地)
59		山県警察署	10月27日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
60		加茂警察署	9月26日	書面	1	1	—	6月22日(実地)
61		恵那警察署	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
62		高山警察署	10月27日	書面	2	1	—	9月21日(実地)
63	部外事務局	選挙管理委員会揖斐地方事務局	10月4日	実地	—	—	—	9月1日(実地)
64		選挙管理委員会中濃地方事務局	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
65		選挙管理委員会可茂地方事務局	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
66		選挙管理委員会飛驒地方事務局	10月27日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 33機関				22件	29件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
飛驒県税事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料11,000円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
高山陣屋管理事務所	指摘事項	個人事業主に対する高山陣屋耐震補強工事監理業務に係る支出事務において、源泉所得税及び復興特別所得税を源泉徴収すべきところ、これを行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	高山陣屋耐震補強工事監理業務に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛驒保健所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、原因者負担金として1,673,279円の費用負担が発生するとともに、車両運送費用として13,200円が支払われ、公用車が廃車(取得価格1,858,315円)となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
保健環境研究所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,988円の費用負担が発生するとともに、修繕料120,131円(うち相手方負担分108,118円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
中濃子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料202,433円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故に

		ついて、交換対応（取得価格119,229円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛驒子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料164,956円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
郡上農林事務所	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、修繕料175,450円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料123,420円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
中山間農業研究所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料39,171円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
畜産研究所	指摘事項	行政財産の目的外使用許可に係る土地の使用料の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、許可日（令和4年4月1日）から2か月以上経過した後には収納されていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
水産研究所	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料40,293円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
国際園芸アカデミー	指摘事項	公務中に車両を損傷させた2件の毀損事故について、修繕料46,486円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
森林研究所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として94,908円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	他所属の施設内において乾燥試験用の製材品を作成中に、当該所属の全自動送材車付帯鋸盤を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料281,820円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
森林文化アカデミー	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料463,529円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
道路建設課	指導事項	「東海環状自動車道整備促進に関する岐阜県・三重県合同提言活動」に係る負担金の収入事務において、提言活動に要した費用の確定後に行うべき調定（1件29,975円）が遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公共 防災・安全交付金事業（仮称）新大矢田トンネル工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中濃県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料180,318円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

可茂県事務所	指摘事項	<p>生活保護法等の規定により県が支弁した保護費等については生活扶助費等国庫負担金の算定対象となっている。</p> <p>実績報告に基づいた当該国庫負担金の精算において、納付指導等の適切な債権管理を行った生活保護法第63条による返還金及び同法第78条による徴収金等に係る不納欠損額についても国庫負担金の算定対象とされている。</p> <p>しかし、生活保護法に基づく返還金等の債権に係る収入事務において、2件543,307円については、納付指導等の適切な債権管理を行うことなく、時効の完成をもって不納欠損としており、当該国庫負担金の算定対象外となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
	指摘事項	<p>可茂総合庁舎エレベーター設備保守点検業務に係る契約事務において、入札の執行は、予算の執行行為に含まれ、年度開始前に入札を執行することはできないと解されているにもかかわらず、債務負担行為を設定することなく、当該業務に係る入札が令和4年3月8日に執行されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
飛騨県事務所	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料555,247円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
岐阜商業高等学校	指摘事項	<p>教員用タブレットの修繕に係る支出事務において、検査をしていないにもかかわらず請求書を受領し修繕料が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>メディアホール空調設備更新工事に係る支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、契約締結前に見積合わせのため徴取した見積書の日付を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>自動販売機設置に係る2件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
岐阜農林高等学校	指導事項	<p>岐阜農林高等学校図書室内装木質化改修工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
関高等学校	指導事項	<p>不用品の売払いに係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>関高等学校自動火災報知設備受信機取替工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契</p>

		約情報の公表が行われていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	自動販売機設置に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料74,030円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
加茂農林高等学校	指導事項	自動販売機設置に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料74,030円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見工業高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料126,500円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那南高等学校	指導事項	行政財産の目的外使用許可に係る4件のグラウンドの使用料の収入事務において、収入科目を(款)使用料及び手数料とすべきところ(款)諸収入としていたため、今後は適正に処理されたい。
益田清風高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
斐太高等学校	指導事項	斐太高ミーティングルーム内装木質化改修工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛驒高山高等学校	指導事項	プロパンガスの購入(単価契約)に係る契約事務において、支出予定額が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
中濃特別支援学校	指導事項	中濃特別支援学校廊下照明LED化改修工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに

		契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
可茂特別支援学校	指摘事項	令和4年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立可茂特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務委託（年間契約）に係る契約事務において、年度開始前に契約が締結されていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜中警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として2,311,420円の費用負担が発生するとともに、修繕料235,521円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	県が借主となる岐阜中警察署交番敷地に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
山県警察署	指導事項	物品の管理事務において、令和4年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあつたため、今後は適正に処理されたい。
加茂警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として1,237,866円及び原因者負担金として11,388円の費用負担が発生するとともに、修繕料等1,150,875円（うち相手方負担分817,293円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、交換対応（取得価格159,115円）となっていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
高山警察署	指摘事項	行政財産の目的外使用許可に伴う管理費の収入事務において、47,344円を徴収すべきところ、管理費の算定を誤ったことにより、141円不足していたものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料221,694円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料132,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。